

件名	愛媛県立高等学校等教育改革推進基金条例
主管課	教育総務課施設厚生室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>国の「高校教育改革に関するグランドデザイン2040」に沿った高等学校教育改革促進基金の創立に伴う基金の設置</p> <p>1 設置 県立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育の改革の推進を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、県立高等学校等教育改革推進基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金事業の内容 県立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育の改革の推進を図るための事業（実施主体 県）</p> <p>2 事業実施期間 令和8～10年度（3年間）</p> <p>3 基金への積立額 令和7年度 60,000千円</p>	